

## 債権者代位権の復習問題

2018/01/10

松岡 久和

次の文章の正誤を○×で示し、誤っている場合にはその個所を二重線で消して理由を指摘しなさい。

- 01 債務者が有しているすべての財産を一般財産と言う。責任財産は、すべての債権者の引当てとなっている執行可能な債務者の財産を指す。[基本]
- 02 債権者は、債務者の財産管理に介入できないのが原則である。[超基本]
- 03 債権者は、自己の債権を保全する必要がある場合には、債務者に属する一定の権利を、債務者の代理人として行使することができる。これを債権者代位権と言う。[超基本]
- 04 債権に対する強制執行の制度が整った日本法において、債権者代位権には、転用事例を除いて、実践的な意義がほとんどない。[基本]
- 05 債権者代位権の本来的な適用の場面では、債務者の責任財産を確保する制度の趣旨からみて、代位の対象となる権利は金銭債権に限られる。[基本]
- 06 債権者代位権を行使するためには、被保全債権は、代位の対象となる権利より前に少なくともその原因が発生していなければならない。[基本]
- 07 自己の債権を担保するために債務者から抵当権の設定を受けてその登記を備えている債権者は、抵当権があるので、被担保債権を保全する必要性を欠いて、債権者代位権を行使することができない。[基本]
- 08 判例・通説によれば、債権保全の必要性は、被保全債権が金銭債権である典型的な場合においては、債務者の無資力を意味する。無資力とは、債務者に債務を弁済する財産がまったくないことをいう。[基本]
- 09 債務者に対して500万円の債権を有する債権者は、債務者が時価300万円の動産と200万円の貸金債権を有している場合、他に債権者が存在しなくても、200万円の貸金債権を代位行使することができない。[やや難]
- 10 債権者が金銭債権を保全するために訴訟によって債権者代位権を行使し、第三債務者に支払を請求する場合において、債務者に資力があることが判明したときは、この請求は棄却される。[基本]
- 11 交通事故の被害者が加害者に代位して任意責任保険の保険金を保険会社に請求する場合であっても、判例は、かつて、加害者＝債務者が無資力であることを必要とした。したがって、現在でも、加害者に賠償の資力があれば、被害者が保険会社に保険金の支払を求めることはできない。[やや難]
- 12 債務者の一身に専属する権利は代位できない。婚姻等の取消権、親権、扶養請求権、遺留分減殺請求権など権利者の自律的な決定に委ねられている身分上の権利は代位行使できない。[基本]
- 13 債務者が不法行為の加害者に対して取得した慰謝料請求権は、たとえ慰謝料請求権について債務者がすでに確定判決を得ていたとしても、代位行使できない。[やや難]
- 14 形成権や時効援用権など差押えのできない権利であっても、債権者代位権によって代位行使ができる。差押禁止債権も代位行使ができる。これに対して、債権譲渡の通知は、債務者の権利ではないので、債権者＝債権譲受人が、債務者＝譲渡人に代わって通知をすることはできない。[基本]
- 15 債務者が被代位権利をすでに行使している場合には、債権者は、もはやこの権利を代位行使することができな

い。したがって、訴訟において債権者代位権を行使しようとする債権者は、債務者が権利を行使していないことを、請求原因として主張・立証しなければならない。[やや難]

- 16 Xは、Aに対して、12月25日に弁済期の来る債権 $\alpha$ を有しているが、Aの唯一のめぼしい財産と思われるYに対する金銭債権 $\beta$ は、12月18日には消滅時効が完成する。この場合、Xは、Yに対してAを代位して $\beta$ 債権を行使し、消滅時効の完成猶予事由となる催告をすることはできない。[超基本]
- 17 Aに対して500万円の $\alpha$ 債権を有しているXが、AのYに対する800万円の $\beta$ 債権を代位行使する場合、Xは、500万円の限度でしか $\beta$ 債権を代位行使することができない。[超基本]
- 18 債権者が債権者代位権を裁判上行使した場合において、それを債務者に訴訟告知したときは、債務者は、もはやその権利を行使したり、処分したりすることが禁止され、第三債務者も弁済することができない。[やや難]
- 19 債権者が訴えによって債権者代位権を行使する場合、被告とできるのは、代位行使される権利の相手方だけであって、債務者は被告とならないから、代位訴訟の判決の既判力は債務者には及ばない。[基本]
- 20 金銭債権につき債権者代位権を行使した債権者は、直接に自己に支払うよう第三債務者に請求することができ、債権者は、受領した金銭の所有権を取得する。代位債権者は、優先弁済を受けたのと同じ結果となる。[超基本]
- 21 動産の引渡しを求める債権につき債権者代位権を行使した債権者は、その動産を直接に自己に引き渡すよう第三債務者に請求することができ、債権者は、受領した動産の所有権を取得する。代位債権者は、この動産につき優先的な権利を取得したのと同じ結果となる。[やや難]
- 22 債権者代位権が特定債権を保全するために用いられる場合を、債権者代位権の転用と言い、この場合、債務者の無資力は要件とならない。[超基本]
- 23 甲土地がYからA、AからXへと輻轉売買された場合、Xは、AのYに対する移転登記請求権を代位行使し、YからXへの直接の所有権移転登記請求権を行うことができる。[基本]
- 24 XがAの所有する乙地を賃借した場合において、Xは、未だ乙地の引渡しも賃借権の登記も得ていなくても、乙地に無権限で資材を置いているYに対して、その除去を求めることができる。[基本]
- 25 XがAの所有する乙地を賃借した場合において、Xは、未だ乙地の引渡しも賃借権の登記も得ていなくても、Xの賃貸借契約の後に乙地をAから無償で借りて自動車を駐車しているYに対して、駐車をやめるように求めることができる。[超基本]
- 26 AはBに対して土地を売却する契約を結んだ後、履行する前に亡くなった。AをXとYが共同相続した。しかし、Yが買主Bの移転登記請求に協力しないため、XはBから代金を支払ってもらえない。この場合、Xは、BのYを代位してYに対し移転登記請求ができるが、金銭債権を保全するためであるから、Bの無資力が要件となる。[基本]
- 27 XがAに対する貸金債権の担保としてA所有の甲建物に抵当権の設定を受けて登記を具備した。その後、Yが甲を不法に占有した場合、Yの不法占有はAの所有権やXの抵当権を害しているから、Xは、貸金債権を被保全債権として、Aに代位し、Yに対して甲を直接自己に明け渡すよう求めることができる。[やや難]
- 28 Xは、Aから甲建物を借りて使用していた。甲建物はAが土地の所有者Yから賃借していた乙土地の上に建てたものであった。乙土地の賃貸借契約は、Yに正当事由があり、更新されることなく期間満了で終了した。この場合、Xは、Yに対してAが有する建物買取請求権を代位行使することができる。[やや難]